

議案第 1 4 号

川越市立学校職員安全衛生管理規則の
一部を改正する規則を定めることにつ
いて

(学校管理課)

川越市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則を
定めることについて

1 制定改廃の必要性（趣旨又は目的）

労働安全衛生法に基づき、川越市立学校における労働安全衛生管理体制を改めて整備しようとするものです。

2 制定改廃の概要

労働安全衛生の適切な運用を図るため、文言等の整理を行うものです。

3 効果

適正な事務の執行を図ることができます。

4 施行日について

この規則は、公布の日から施行しようとするものです。

川越市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則
を定めることについて

川越市立学校職員安全衛生管理規則（令和 8 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基づき」を「定めるもののほか」に改める。

第 4 条の見出し中「総括安全衛生管理者」の次に「等」を加える。

第 9 条の見出しを「（川越市立学校総括安全衛生委員会）」に改め、同条第 1 項中「川越市立学校」の次に「総括」を「委員会」の次に「（以下この条において「委員会」という。）」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 学校教育部長

(2) 副委員長 教育総務課長、学校管理課長

(3) 産業医のうちから委員長が指名する者 1 人

市立学校の校長のうちから委員長が指名する者 6 人

市立学校の県費事務職員のうちから委員長が指名する者
2 人

市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する
者 8 人

第 9 条第 3 項を削る。

第 1 7 条を第 1 9 条とし、第 1 6 条を第 1 8 条とし、第 1 7 条として次の 1 条を加える。

（脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導）

第 1 7 条 総括安全衛生管理者は、健康診断において、脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査を受けた職員が当該検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された場合には、当該職員（第 1 4 条 1 項の規定により、脳血管

疾患又は心臓疾患の発生に関し別表第3に規定する医療面(1)又は(2)の指導区分の決定を受けた職員を除く。)に対し、医師の面接による保健指導を行うものとする。

第15条中「教育長」を「総括安全衛生管理者」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第1項中「教育指導課長」を「校長」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(市立学校職員安全衛生委員会)

第10条 学校職員の安全及び健康に関する事項を調査審議するため、別表第1のとおり市立学校職員安全衛生委員会を置く。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

市立学校職員安全衛生委員会

番号	市立学校職員安全衛生委員会の名称	市立学校職員安全衛生委員会の構成		
		委員長	副委員長	委員
1	学校職員安全衛生委員会	学校教育 部長	教育総務 課長、学 校管理課 長	1 産業医のうちから委員長が 指名する者1人 2 市立学校の校長のうちから 委員長が指名する者4人 3 市立学校の県費事務職員 のうちから委員長が指名する 者2人 4 市立学校に所属する職員の

				うちから職員団体等が推薦する者 6 人
2	南古谷小学校職員安全衛生委員会	校長	教頭	1 当該市立学校の衛生管理者 1 人 2 当該市立学校の産業医 1 人 3 当該市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者 3 人
3	市立川越高等学校職員安全衛生委員会	校長	教頭	1 当該市立学校の衛生管理者 1 人 2 当該市立学校の産業医 1 人 3 当該市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者 3 人

別表第 2 中「第 1 0 条関係」を「第 1 1 条関係」に改め、別表第 3 中「第 1 4、第 1 5 条関係」を「第 1 5—第 1 7 条関係」に改める。

川越市立学校職員安全衛生管理規則（令和８年教育委員会規則第４号）新旧対照表

改 正 案	現 行
（趣旨） 第１条 この規則は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号。以下「法」という。）に定めるもののほか、学校職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職の職員で川越市立学校（以下「市立学校」という。）に勤務する者をいう。以下同じ。）の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものとする。 （総括安全衛生管理者等） 第４条 略 （川越市立学校総括安全衛生委員会） 第９条 法第１９条第１項の規定に基づき、川越市立学校総括安全衛生委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。 ２ 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。 （１）委員長 学校教育部長 （２）副委員長 教育総務課長、学校管理課長 （３）産業医のうちから委員長が指名する者 １人 市立学校の校長のうちから委員長が指名する者 ６人 市立学校の県費事務職員のうちから委員長が指名する者 ２人 市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者 ８人 ３ _____	（趣旨） 第１条 この規則は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号。以下「法」という。）に基づき_____、学校職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職の職員で川越市立学校（以下「市立学校」という。）に勤務する者をいう。以下同じ。）の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものとする。 （総括安全衛生管理者__） 第４条 略 （安全衛生委員会_____） 第９条 法第１９条第１項の規定に基づき、川越市立学校__安全衛生委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。 ２ 前項の規定にかかわらず、５０人以上の学校職員が勤務する市立学校については、当該市立学校ごとに安全衛生委員会を置くものとする。 ３ 前２項に定める委員構成は、別表第１に定めるとおりとする。

(市立学校職員安全衛生委員会)

第10条 学校職員の安全及び健康に関する事項を調査審議するため、別表第1のとおり市立学校職員安全衛生委員会を置く。

(健康診断の種類等)

第11条～第13条 略

(健康診断個人票)

第14条 校長は、健康診断の結果に基づき、省令第51条に規定する健康診断個人票を作成し、及び保管しなければならない。

2 略

(指導区分の決定)

第15条 略

(事後措置)

第16条 総括安全衛生管理者は、前条の規定により指導区分の決定を行った学校職員については、その指導区分に応じ、別表第3の事後措置の基準の欄に掲げる基準に従い適切な事後措置をとるとともに、当該学校職員及びその校長に当該事後措置の内容を通知する。

(脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導)

第17条 総括安全衛生管理者は、健康診断において、脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査を受けた職員が当該検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された場合には、当該職員（第14条1項の規定により、脳血管疾患又は心臓疾患の発生に関し別表第3に規定する医療面(1)又は(2)の指導区分の決定を受けた職員を除く。）に対し、医師の面接による保健指導を行うものとする。

(秘密の保持)

(健康診断の種類等)

第10条～第12条 略

(健康診断個人票)

第13条 教育指導課長は、健康診断の結果に基づき、省令第51条に規定する健康診断個人票を作成し、及び保管しなければならない。

2 略

(指導区分の決定)

第14条 略

(事後措置)

第15条 教育長は、前条の規定により指導区分の決定を行った学校職員については、その指導区分に応じ、別表第3の事後措置の基準の欄に掲げる基準に従い適切な事後措置をとるとともに、当該学校職員及びその校長に当該事後措置の内容を通知する。

(秘密の保持)

第18条～第19条 略

別表第1（第10条関係）

市立学校職員安全衛生委員会

番号	市立学校職員安全衛生委員会の名称	市立学校職員安全衛生委員会の構成		
		委員長	副委員長	委員
1	学校職員安全衛生委員会	学校教育部長	教育総務課長、学校管理課長	1 産業医のうちから委員長が指名する者1人 2 市立学校の校長のうちから委員長が指名する者4人 3 市立学校の県費事務職員のうちから委員長が指名する者2人 4 市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者6人
2	南古谷小学校職員安全衛生委員会	校長	教頭	1 当該市立学校の衛生管理者1人 2 当該市立学校の産業医1人 3 当該市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者3人
3	市立川越高等学校職員安全衛生委員会	校長	教頭	1 当該市立学校の衛生管理者1人 2 当該市立学校の産業医1人 3 当該市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者3人

別表第2（第11条関係）

略

第16条～第17条 略

別表第1（第9条関係）

安全衛生委員会

区分	安全衛生委員会の構成		
	委員長	副委員長	委員
第1項の場合	学校教育部長	学校管理課長	1 産業医のうちから委員長が指名する者1人 2 市立学校の校長のうちから委員長が指名する者4人 3 市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者6人
第2項の場合	校長	教頭	1 当該市立学校の衛生管理者1人 2 当該市立学校の産業医1人 3 当該市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者3人

別表第2（第10条関係）

略

別表第3 (第15条—第17条関係)

略

別表第3 (第14条、第15条関係)

略

議案第 1 5 号

川越市立学校総括安全衛生委員会及び
市立学校職員安全衛生委員会規程を定
めることについて

(学校管理課)

川越市立学校総括安全衛生委員会及び市立学校職員安全衛生
委員会規程を定めることについて

1 制定改廃の必要性（趣旨又は目的）

川越市立学校総括安全衛生委員会及び市立学校職員安全衛生委員会について、必要な事項を定めようとするものです。

2 制定改廃の概要

川越市立学校総括安全衛生委員会及び市立学校職員安全衛生委員会の委員の任免の手續及び任期、調査審議事項その他川越市立学校総括安全衛生委員会及び市立学校職員安全衛生委員会の運営に関し必要な事項を定めようとするものです。

3 効果

川越市立学校総括安全衛生委員会及び市立学校職員安全衛生委員会を開催することにより、学校職員の安全と健康の保持・増進と職場環境が整備され、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる環境が確保され、学校教育活動全体の質の向上につながります。

4 施行日について

この規程は、公布の日から施行しようとするものです。

川越市立学校総括安全衛生委員会及び市立学校職員安全衛生委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市立学校職員安全衛生管理規則（令和8年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第9条第1項に規定する川越市立学校総括安全衛生委員会（以下「委員会」という。）及び規則第10条第1項に規定する市立学校職員安全衛生委員会（以下「市立学校委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の調査審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校職員の労働に係る安全及び衛生の基本に関すること。
- (2) 市立学校委員会の活動に関すること。
- (3) その他安全衛生上必要なこと。

(委員会の委員の任期)

第3条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会の委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、毎年5月及び11月に委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、随時招集することができる。

(委員会の定足数)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員会の意見聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育部学校管理課において処理する。

（市立学校委員会の調査審議事項）

第9条 市立学校委員会は、当該市立学校委員会に係る市立学校における次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 学校職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 学校職員の労働災害の再発防止に関すること。
- (4) 学校職員の安全及び衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 学校職員の安全教育及び衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (6) 新規に採用する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。
- (7) その他安全衛生上必要なこと。

（市立学校委員会の委員の任期）

第10条 市立学校委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（市立学校委員会の会議）

第11条 市立学校委員会は、委員長が招集する。

2 市立学校委員会は、毎月1回以上開催するようにしなければならない。

3 市立学校委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

（市立学校委員会の会議の結果報告）

第12条 市立学校委員会の委員長は、会議が終了した場合において、調査審議事項のうち重要な事項については、委員会の委員長にその結果を報告しなければならない。

（市立学校委員会の庶務）

第13条 市立学校委員会の庶務は、別表の左欄に掲げる市立学校委員会の区分に応じ、同表の右欄に掲げる庶務担当において処理する。

（委員会の規定の準用）

第14条 第4条及び第6条の規定は、市立学校委員会について準用する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、それぞれの委員会が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第13条関係）

市立学校委員会	庶務担当
南古谷小学校職員安全衛生委員会	南古谷小学校
市立川越高等学校職員安全衛生委員会	市立川越高等学校

議案第 1 6 号

川越市立博物館協議会委員を委嘱する
ことについて**(非公開)**

(博物館)

議案第 1 7 号

川越市立小中学校適正規模・適正配置審

議会委員を委嘱することについて**(非公開)**

(学校管理課)

議案第 1 8 号

川越市立学校給食センター運営委員会
委員を委嘱することについて**(非公開)**

(学校給食課)

報告事項(1)

川越市教育委員会の活動の点検評価懇
話会委員の選任について

(教育総務課)

川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会委員の選任について

委員

フリガナ 氏 名(※1)	性別	主 な 役 職 等	過去の委員歴
コン ドウ マコト 近 藤 誠	男	元川越市立中学校長	令和3年度～
サ ク マ ヨシ エ 佐 久 間 佳 枝	女	元川越市教育委員	令和7年度～
セキ モト アキ コ 関 本 晶 子	女	川越市PTA連合会幹事	令和8年度～ (※2)
マ シタ エイ ジ 眞 下 英 二	男	尚美学園大学 教授	平成29年度～

※1 氏名五十音順

※2 関本氏は令和2年度から令和6年度にかけても委員歴あり。

1 任期

選任の日から選任した年度の末日まで

2 根拠

川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会要綱

第2条 懇話会は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、4人以内を委員として開催する。

3 選任理由

令和7年度は、第三次川越市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）の最終年度であったことから、今年度の点検評価においては、単年度の進捗管理・評価だけでなく、第三次計画期間中における取組の総括を行う予定です。

そのため、懇話会委員については、評価基準の継続性も考慮し、基本的に昨年度まで就任いただいていた方に引き続きお願いをすることとしています。ただし、保護者の代表として川越市PTA連合会から推薦いただいている委員については、昨年度の委員が連合会

から脱退されたため（お子さんが中学校を卒業されたため）、新たに関本氏を選任しています。関本氏については、令和２年度から令和６年度にかけても本懇話会委員を務められていたことから、評価基準の継続性は担保されていると考えております。

点検・評価スケジュール

1 進行管理（点検・評価）シート（原案）の作成

4月以降各所属において、教育委員会の権限に属する事務の点検・評価及び第三次川越市教育振興基本計画に係る取組結果の総括を一体的に実施し、それらを基に進行管理（点検・評価）シート原案を作成。

2 知見者の選任

教育委員会定例会において、学識経験者の選任について報告。

3 知見の活用

教育委員会の権限に属する事務の点検・評価及び第三次川越市教育振興基本計画に係る取組結果の総括を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、7月初旬から中旬にかけて意見をいただく。

2回程度の会合を予定。

4 報告書のまとめ（議案）

8月の教育委員会会議において、点検・評価結果について審議いただく。

5 議会への報告

9月議会に報告書を提出する。

6 公表

市ホームページに報告書全文を掲載する。

10月発行の広報川越に「お知らせ」を掲載する。

川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価並びに教育基本法第17条第2項に基づき策定した川越市教育振興基本計画の進行政管理を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることを目的に意見を聴くため、川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 懇話会は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、4人以内を委員として開催する。

2 前項の委員を依頼する期間は、依頼した年度の末日とし、この期間は更新することができるものとする。

(庶務)

第3条 懇話会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成27年6月1日 教育長決裁)

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成30年5月28日 教育長決裁)

報告事項(2)

A I デジタルドリルの導入について

(教育指導課)

【AIデジタルドリル】

事業概要	全国学力・学習状況調査で国語・算数・数学の授業の内容がよく分かった児童生徒の割合が小学生は県平均を、中学生は国平均を下回っており、児童生徒の学習状況の適切な把握と個別最適な学習の提供が喫緊の課題となっている。システム導入によって、「教職員によるエビデンスに基づいた助言」と「児童生徒が個別最適な学習」できる環境を整備する。	
具体サービス	【デジタルドリル】 市立小・中学校54校に、児童・生徒の学習状況に応じて課題を提供するデジタルドリルを導入する。 児童・生徒は、自身の理解度や進度に応じた問題に取り組めるため、苦手分野の克服や理解の深化が図られ、学習内容の定着や学習意欲の向上が期待できる。また、デジタルドリルを家庭学習に活用することで、学習の習慣化や学力の向上を図る。	
主なKPI	【アウトプット指標（活動指標）】 ①児童生徒のデジタルドリル利用頻度	【アウトカム指標（成果指標）】 ①全国学力・学習状況調査（質問紙調査）「国語・算数・数学の授業内容がよく分かる」の肯定的回答率 ②全国学力・学習状況調査の平均正答率

報告事項(3)

川越市立特別支援学校の令和9年度生徒募集について

(教育センター)



令和9年度川越市立特別支援学校 生徒募集要項

〒350-0052 川越市宮下町1丁目19番地1号

電話：049-222-2753 FAX：049-229-1231

本校ホームページ：https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodate/shugaku/1005873/index.html



1 本校の教育および求める生徒像

本校は、学校教育目標『ひとりだちする生徒』を踏まえ、知的障害のある高等部の生徒を対象として、高等学校に準ずる教育を施し、併せて日常生活や社会生活に必要な力を身につけながら個性の伸長と円滑な人格形成を目指し、将来社会自立を達成するための能力を養うための特色ある教育を推進しています。

この特色をよく理解し、次の各項目に該当する生徒の入学を求めています。

- (1) 自分の健康管理ができ、毎日休まず登校し学習等に取り組める生徒
- (2) ルールやマナーを守り、周囲と協力して行動する生徒
- (3) 自分の障害や特性を理解・受容し、さらに自己を伸ばしたいという意欲のある生徒
- (4) 卒業後の就労を目指し、体験学習をはじめ学校生活に主体的に取り組める生徒

2 一般募集

募集人員

高等部 第1学年生徒 16名

3 出願資格

- (1) 令和9年3月中学校の特別支援学級卒業予定者、又は卒業した者及びこれに準ずる者
- (2) 知的障害がある者 **(療育手帳を取得できる程度の者)**
- (3) 身辺自立、集団生活、単独通学が可能者
- (4) 本校教育課程実施に関わって、常時運動制限・活動制限の著しくない者

4 通学区域

川越市内全域とする。ただし、埼玉県内他市町村からの入学を許可することができる。

5 願書等応募書類

- (1) 所定の入学願書（保護者が記入）
- (2) 所定の調査書（中学校が記入し、入学志願者が持参）
- (3) 所定の生徒調査書（保護者が記入）
- (4) 療育手帳の写し **(療育手帳の写しを提出できない場合は知的障害である旨の医師の診断書の写し)**

6 募集要項の配付

- (1) 配付期間 令和8年 6月18日（木）～ 令和8年11月20日（金）
- (2) 場 所 本校にて配布もしくは・本校ホームページよりダウンロード



7 入学選考に向けた事前相談

入学志願者は、出願手続の前に、本校で実施する事前相談を必ず受けること
(志願先変更を考える学校においても事前相談を受けること)

- (1) 期 間 令和8年10月2日（金）～令和8年11月20日（金）
- (2) 場 所 川越市立特別支援学校
- (3) 申し込み 本校への電話による申し込み

8 願書等応募書類の受付

- (1) 受付日時 令和9年1月 8日（金）午前9時～正午及び午後1時～午後4時30分
1月12日（火）午前9時～正午
- (2) 場 所 川越市立特別支援学校
- (3) 受付方法 入学志願者が持参する

9 併 願

本校へ入学願書を提出した者は、他の高等部職業学科及び高等部分校へ、同時に「入学願書」を提出することはできない。

10 志願先変更

- (1) 期 間 令和9年1月13日（水）午前9時～正午及び午後1時～午後4時30分
1月14日（木）午前9時～正午
- (2) 期 間 入学志願者は、上記の期間内において、1回に限り、他の高等部職業学科及び高等部分校に志願先を変更することができる。
- (3) 留意事項 志願先変更を希望する者は、「志願先変更願」を、出身中学校長を経て、受検票と共に提出する。

11 志願取消

志願取消を希望する者は、中学校長等を経て「志願取消届」及び受検票をすみやかに本校に提出する。

12 入学選考

- (1) 期 日 令和9年1月20日（水）
- (2) 時 間 受付：午前8時30分～午前8時50分
選考：午前9時00分～午後3時30分の予定
- (3) 選考試検内容 作業適性検査、運動適性検査、コミュニケーション適性検査、集団行動適性検査、更衣観察
※入学選考当日保護者面接を行い、受検生の様子等を伺います。

13 「地域特別選考」の人員

募集人員の50%程度とし、この選抜による入学許可候補者は、募集人員に含まれる。

- (1) 出願条件 「1一般募集」、「3出願資格」の条件を有するもので、以下の条件を満たす者とする。

・川越市立中学校に在籍又は川越市内に在住し、本校で学習することを強く希望するもの
・現在に至るまでに、学習・文化・スポーツ等で優れた実績又は資質を有するもの

- (2) 出願書類 地域特別選抜を希望する者は、一般募集の出願書類の他に「地域特別選抜志願書」を提出すること。

14 追検査

- (1) 急病その他やむを得ない事情で検査をすべて欠席した志願者は、令和9年1月26日（火）に実施する追検査を受検することができる。
- (2) 検査中に急な体調不良により、検査を継続することが難しいと判断された志願者は令和9年1月26日（火）に実施する追検査を受検することができる。ただし、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査に限る。
- (3) 出身中学校長は、志願者が選考を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長へ連絡するとともに「追検査受検願」を令和9年1月21日（木）正午までに本校校長へ提出すること。
- (4) 本校校長は、追検査の受検を承認した時は、「追検査受検承認証」を交付する。
- (5) 追検査の会場は、本校とする。

15 入学許可候補者の発表等

- (1) 入学許可候補者の発表
 - ①日 時 令和9年1月29日（金） 午前9時
 - ②場 所 川越市立特別支援学校玄関前及びホームページ
 - ③方 法 受検番号を掲示
- (2) 手 続 き
 - ①入学許可候補者は、令和9年1月29日（金）午前9時から午後4時までに受検票を持参し、必要な書類を受けとること。
 - ②令和9年2月19日（金）に本校にて行われる入学説明会に参加すること。
 - ③発表後、選考結果通知書を出身中学校長あてに通知する。

16 欠員募集

入学許可候補者が募集人員に満たない場合は、令和9年2月1日（月）から2月5日（金）の期間に欠員補充を行う。その際には、本校ホームページに2月1日（月）午後2時に公示する。

なお、本校での事前相談を実施していない志願者については、出願前に事前相談を実施すること。

17 その他

(1) 入学選考料不要

(2) 授業料不要

(3) 特別支援教育就学奨励費制度あり

(4) 初年度当初諸経費 25,000円程度（※入学式当日に受領します）。

（内訳）教育奨励費、進路指導費、学年費、教材費、教科書代 等

(5) 初年度必要経費 制服代、体育着代、作業着代等 60,000円程度

(6) 毎月の集金 修学旅行積み立て 月額 約3,000円程度

宿泊学習積み立て 月額 約2,000円程度

給食費（市外在住者のみ） 月額 6,300円

※学年や集金月によって金額は異なります。給食費は口座振替になります。

(7) 次年度以降の経費（2、3年）27,500円程度

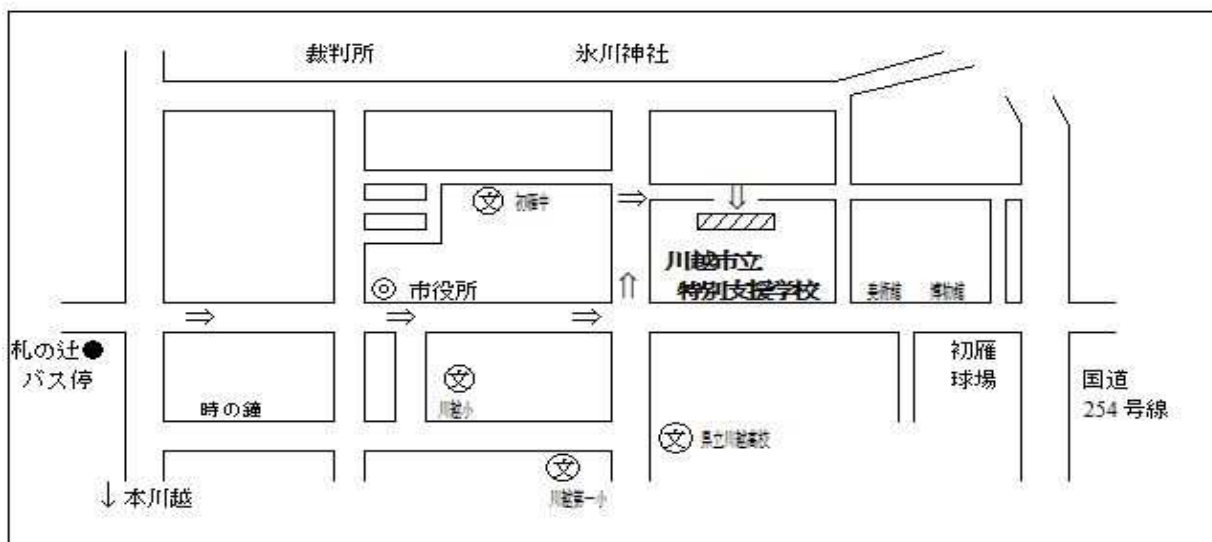
(8) 本校への交通機関

本校は駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

東武東上線・JR川越線川越駅下車 西武新宿線本川越駅下車

東武バス系統番号 川越01・川越02・川越03・川越04・川越09・若02

で「札の辻」下車 徒歩7分



(9) 入学選考等の問い合わせ

川越市立特別支援学校

担当：教頭 高橋 健

電話 049-222-2753

FAX 049-229-1231

協議事項(1)

川越市立小・中・特別支援学校の夏季休業日の変更について

(学校管理課)

川越市立小・中・特別支援学校の夏季休業日の変更について

学校管理課
令和8年6月

1 川越市の夏季休業日の変更について

○川越市立小・中学校管理規則（第2条及び第3条）の一部改正

（市立特別支援学校は小・中学校管理規則を準用）

- （1）夏季休業期間を7月21日から8月31日までとすること
- （2）1学期の期間を8月31日までとし、2学期の開始を9月1日からとすること

2 夏季休業日が現在の期間となった時期と経緯について

- （1）夏季休業日の過去の変更の年度と日数について

令和元年度まで・・・7月21日～8月31日（42日間）

令和2年度から・・・7月23日～8月29日（38日間）

- （2）過去の変更の経緯

○夏季休業日変更の検討を開始した平成30年度における理由

- ①令和2年度から全面実施される学習指導要領において、小学校3学年以上では、時数が週当たり、1時間増加することとなる。（教育課程上の問題）
- ②平成30年度にすべての小・中学校の普通教室にエアコンが設置されたことから、夏の暑い時期にも授業を実施することができる環境が整った。（学習環境の改善）

- （3）変更に向けた検討の流れ

- ①H30. 6…変更に係る事務についての方針決裁（教育長）
- ②H30. 9…学校給食についての情報交換（学校給食課、教育総務課）
- ③H30. 12…市内校長からの意見聴取、学校評議員会等で地域・保護者の意見を聴取
- ④H31. 3…市内校長に今後の方向性を伝達・情報提供、庁内会議
- ⑤R 1. 12…庁内会議、定例教育委員会において管理規則を改定
- ⑥R 2. 4…実施（実際には、コロナ禍による休校もあり、特別な日程を組んだ。）

3 夏季休業日の期間を見直す背景

○令和2年より夏季休業期間を変更し、6年（実質5年）が経過したところであり、変更したことについての効果や課題等を検証する時期であると捉えることができる。

【効果】

- ・年間の授業日数が増加することで、ゆとりをもって1年間の教育活動の計画を立てることができた。
- ・授業日数の増加により、余剰時数を多く生み出すことができ、児童生徒に知識・技能の習得を丁寧に行いたい内容について、単元の授業時間数を増やすなどの対応をすることができた。

【課題】

- ・現状、学校現場においては、中学校では、部活動の県大会の関係で1学期のまとめの日である終業式に生徒や学級担任が不在となる学級が多数出てしまう。
- ・小学校では、近年の気温の上昇から登下校時の児童の安全管理に不安があるといった声があがっており、早急な対応が求められている。
- ・年間授業時数の余剰分が70時間以下にしていない学校は、加配の対象外となる。

4 夏季休業日を令和元年度までの期間に変更する理由

(1) 2の(2)を踏まえての現在の状況

- ・①について、休業日が4日間減となった場合でも、必要な授業時数を確保することは可能である。

小学校4～6年生と中学校1～3年生の標準授業時数は年間1015時間である。また令和7年度の休業日は201日であった。夏季休業日の変更によって年間の休業日が197日平均になるとすると、1日あたりの授業時数は

$1,015 / 197 = \text{約 } 5.15$ となり、1日に5.15時間の授業時数が必要となる。現在市内の多くの小学校、及び全ての中学校がほぼ毎日6時間授業を行っているため、標準授業時数は確保できる。ただし、実際には学校行事や短縮日課により6時間の授業ができない日もあるため、事の精選や短縮日課の縮減を図る必要がある。

【参考資料】

市内小学校の教科等の授業時数(例)

学年	①総授業 時数	②欠課 時数	③実授業 時数 ①－②	④学校行 事時数	⑤全校児童集会 等(時数は 学校行事含)	⑥教科等の授業 時数 ③－④	⑦標準授業時数	⑧余剰時数 ⑥－⑦
1年	960	54	906	29.5		876.5	850	26.5
2年	1000	43	957	29		928	910	18
3年	1109	64	1045	28		1017	980	37
4年	1150	74	1076	28		1048	1015	33
5年	1150	74	1076	32.5		1043.5	1015	28.5
6年	1145	67	1078	39		1039	1015	24

上の表は市内小学校の教科等の授業時数例である。1日6時間授業として4日間削減しても、2年生以外は削減できる。2年生は5時間授業の日が多いので、短縮日課の縮減等により標準授業時数を確保できる。

【参考資料】

標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流感性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない。(平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について(平成31年3月29日付初等中等教育局長通知))

- ・②について、普通教室にはエアコンが入ったが、特別教室等はまだ完備されておらず、またすでに登下校の時間帯が暑く、熱中症の危険性は大きい。

(2) 熱中症の危険性

①過去8年間の7月14日～9月6日の埼玉県南部の最高気温

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
7月14日	36.3	23.6	22.5	30.2	27.4	31.8	27.1	31.6
7月15日	36.0	24.7	23.2	29.3	25.6	34.7	27.3	31.0
7月16日	36.7	23.0	25.7	34.1	24.8	38.7	26.2	29.7
7月17日	36.9	30.0	22.1	33.7	30.5	37.6	32.3	31.9
7月18日	37.8	30.1	22.3	34.4	33.6	38.2	34.5	33.2
7月19日	36.3	32.5	31.2	35.9	28.7	34.7	36.8	33.9
7月20日	35.7	30.6	33.1	35.3	32.9	32.5	36.2	34.8
7月21日	36.6	28.4	29.7	35.6	32.4	32.3	36.7	36.9
7月22日	37.5	23.8	31.5	34.7	33.4	33.6	37.3	36.8
7月23日	39.3	30.1	25.2	34.8	35.1	34.7	37.2	36.8
7月24日	36.6	31.9	27.7	34.2	34.1	36.3	35.9	37.0
7月25日	33.2	33.7	26.3	34.1	35.2	37.7	36.5	36.9

8月23日	34.7	27.7	30.7	31.0	34.9	33.9	34.4	36.9
8月24日	32.6	32.3	32.7	29.9	32.2	34.0	36.3	38.3
8月25日	37.4	31.7	33.3	32.8	28.5	35.3	34.9	35.1
8月26日	38.7	29.5	34.5	36.6	30.9	33.3	34.9	36.0
8月27日	37.7	29.3	34.4	34.9	34.7	31.9	31.9	36.8
8月28日	30.1	26.3	34.9	35.7	26.1	35.5	32.5	32.7
8月29日	28.9	33.4	36.3	30.5	27.4	36.3	31.8	35.0
8月30日	34.5	27.4	35.8	35.2	26.6	35.1	27.7	38.5
8月31日	35.6	31.2	32.6	31.6	33.5	35.0	32.8	37.0
9月1日	29.7	31.1	27.6	22.5	31.1	35.0	30.3	37.0
9月2日	23.3	33.1	31.7	20.2	25.0	35.1	34.6	37.0
9月3日	27.2	27.7	34.0	21.0	28.5	33.7	28.1	36.3
9月4日	30.4	25.4	36.0	22.4	31.7	31.0	31.0	27.9
9月5日	32.9	28.4	33.2	24.7	31.9	35.5	32.8	25.3
9月6日	31.3	34.2	30.0	21.0	33.1	33.4	35.1	33.7

②熱中症警戒アラート発生回数 環境省 HP より

(熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日に都道府県に発表される。)

	R3	R4	R5	R6	R7
回数	7	16	25	23	33

③国の依頼

令和 6 年 4 月 30 日付け「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」の一部

4. 休業日等の取り扱いについて

休業日等については、別添 2 の関連規定を踏まえ、次の（1）及び（2）を参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

（1）各設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、**夏季における休業日延長**又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。

④学校現場（校長会）からの要望

- ・熱中症対策の一環として夏季休業日の変更の要望がある。

（小学校では林間学校、中学校では部活動の県大会の日程との兼ね合いの難しさから、夏季休業日を変更してほしいとの声もある）

（3）他市町村の状況について（63市町村）

①夏季休業日の開始日について

夏季休業日開始日	7月21日以前	7月22日	7月23日
市町村数	59	2	1（川越）

②夏季休業日の最終日について

夏季休業日終了日（8月）	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
市町村数	1	11	2	5	4	9	2	1	28

（川越）

【参考】西部管内市町村の夏季休業日の開始日と最終日について

市町村	夏休開始	夏休終	市町村	夏休開始	夏休終
川越市	23	29	鳩山町	21	31
毛呂山町	21	23	川島町	21	31
越生町	22	27	ときがわ町	21	31
東松山市	21	31	鶴ヶ島市	21	27
嵐山町	21	31	坂戸市	21	26
滑川町	21	31	小川町	21	31
東秩父村	21	31	吉見町	21	31
飯能市	21	24	日高市	22	25
富士見市	21	24	所沢市	21	29
ふじみ野市	21	24	狭山市	21	31
三芳町	21	24	入間市	21	31

【参考】県内で近年夏季休業日の最終日を変更した例

- ・新座市 8月28日 → 8月31日 令和7年度～
- ・上尾市 8月24日 → 8月31日 令和7年度～
- ・入間市 8月24日 → 8月31日 令和8年度～
- ・桶川市 8月24日 → 8月31日 令和8年度～

(4) 夏季休業日の変更に係るアンケート結果（期待される効果と懸念）

	児童生徒 有効回答者数 人	教職員 有効回答者数 人	保護者 有効回答者数 人
夏季休業日を延長することについて	延長したほうが良い % 延長しないほうが良い %	※令和8年6月実施予定 アンケート結果を掲載	
期待される効果			
懸念事項			

5 夏季休業日の変更に対する懸念事項への対応等

(1) 各課等への影響

令和8年1月22日に関係課所館長会議を行い、夏季休業日の変更に伴う影響等について議論を行った。予算要求や人員確保、夏季の行事日程の見直しなどの課題が出たが、夏季休業日の変更が不可能なほどの深刻な課題はないと考えられる。ただし方向性を令和8年度中の早めに出す必要性がある。

(2) 学校の教育課程の影響

課業日が4日間の減となることを見込んで各学校は令和9年度の教育課程を編成する必要がある。必要に応じて行事の精選や短縮日課の縮減等を図る。

(3) 児童生徒の学力、生活について

上述のとおり、必要な授業時数を確保し、児童生徒の学力を担保する。また夏季休業中の家庭学習については、各学校の実態に応じて適切に設定していく。また、夏季休業中において、必要に応じて各校で計画的に学習に取り組んだり、生活のリズムを整えたりするための計画表等を作成する。また学校だよりや終業式、学年集会などで、夏季休業日の過ごし方について指導する。

(4) 家庭の負担に対する懸念について

- ・夏季休業日が延長された場合でも、学童については受入が可能である。
- ・給食については、給食開始日及び終了日を調整し、年間食数が令和8年度までと大きく変わらない食数を提供する予定である。
- ・公民館での児童生徒の受け入れ事業や、フリースペースの解放等は現在も行っているが、さらに広報を充実させていく。

6 今後のスケジュール

- (1) 令和8年3月の校長会で方針とアンケート実施の伝達
- (2) 令和8年4月の校長会で方針の伝達と4月の具体的なアンケート実施の伝達
- (3) 令和8年6月の教育委員会で協議事項を上程
- (4) 令和8年6月に児童生徒・保護者へのアンケート実施
- (5) 令和8年8月の部長会議、庁議で報告、市長へ報告
- (6) 令和8年9月の教育委員会議で議案として上程、議決
- (7) 令和8年10月の校長会で夏季休業日の変更を伝達
- (8) 令和8年11月～12月に児童生徒・保護者への周知